

令和 7年 4月15日

武雄市長 小 松 政 様

（武雄市議会議長経由）

会 派 名 政策新風会

代表者名 末藤 正幸



政 務 活 動 費 実 績 報 告 書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり令和6年度政務活動費の実績を報告します。

交 付 年 月 日	令和 6年 4月 5日
文 書 番 号	武 市 総 第 1 1 号
交 付 年 度	令 和 6 年 度
完 了 年 月 日	令和 7年 3月31日
交 付 決 定 金 額	200,000 円

令和 7年 4月15日

武雄市議会議長 吉 川 里 己 様

会 派 名 政策新風会

代表者名 末 藤 正 幸



収 支 報 告 書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり令和6年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

政務活動費 200,000 円

2 支 出

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	7,350円	
研 修 費	66,510円	
広 報 費	20,160円	議会広報紙作成
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	82,800円	日刊紙購読料、書籍購入費
人 件 費		
事 務 所 費	60,265円	電話・インターネット使用料
計	237,085円	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 0 円

令和6年度事業報告書

(会派名 政策新風会)

月 日	事 業 内 容	備 考
令6 4月1日 } 5月31日	調査活動	
7月1日 } 8月31日	調査活動	
10月1日 } 11月30日	調査活動	
令7 1月10日 } 1月31日	議会報告	
2月1日 } 2月29日	調査活動、研修	

様式第 9 号 (第 6 条関係)

出 明 細 書

項 目	調査研究費				
金 額	7,350 円				
摘 要	意見交換会参加				
支出明細書	種 別	単 価	数 量	金 額	
		円		円	
		計			0
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
	宿泊費	出雲市	2024年10 月6日 ～10月7日	1 人	7,350 円
	計				7,350

政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《 令 和 6 年 度 分 》

【科 目】（ いずれか 1 つに ○ をつける ）

☒調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所

金 額	7,350 円
支 払 先	株式会社一休
内 容	宿泊費

【領収書添付欄】 注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

領収書

Receipt

宛名 豊村貴司 様

Received from

金額 ¥7,350

Amount

但し 宿泊代金として

In payment of

予約/注文番号 IN1194727759

Reservation Order Number

ご利用施設 グリーンリッチホテル出雲（人工温泉 二股湯の華）

Facility Name

ご利用日 2024/10/06 より 1泊

Date

表示日2025/04/15

Date of issue

株式会社 一休

Ikyu Corporation

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 紀尾井タワー10階
10F, Kioi Tower, 1-3-1 Kojicho, Chiyoda-ku,
Tokyo, Japan, 102-0094

登録番号：T9010401053430

Registration number

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
This is an electronic display of receipt data.

内訳

Breakdown

	項目 Description	金額 Amount
ご請求 Bill	宿泊代金 Accommodation fee	7,350※
	ポイント利用 Discount Point	-730※
	総額 Total Amount	6,620
	10%課税対象(※) 計 Subtotal (10% taxable)	6,620
	(うち消費税Tax)	601)
お支払い Payment Method	クレジットカード決済 Credit Card	6,620
	総額 Total Amount	6,620

意見交換会報告

豊村貴司

実施日:令和6年10月7日

場 所:島根県大田市役所内

意見交換対象:武田祐子 教育長

テーマ:認定スクールトレーナー事業について

概要

大田市では島根大学整形外科の門脇 俊医師や理学療法士において市内の小中学生を対象に運動器検診、その結果をもとにアプローチが必要な生徒への運動指導を行ったり、成長に伴う身体的課題や姿勢など含め、集団での運動指導を行うなど、学校現場において医師が中心となり、理学療法士を活用しながら生徒へのコンディショニングサポートを行っている。私自身、理学療法士としての勤務時代に中学生へのコンディショニングサポートを行う部署を院内に立ち上げ、近隣の中学校でのサポート事業を行っていた。市議となった現在、こうしたサポート体制に限られた学校ではなく、市内全体でカバーできる体制づくりが必要と思い、議会において一般質問で学校現場における、理学療法士を活用したコンディショニングサポート体制の構築を提案した。今回の意見交換は、その体制を先進的に取り組まれている大田市に、その現状等を伺いながら、武雄市における具体的検討に繋げるべく大田市へ打診し場を持つことができた。

島根大学の門脇医師は、島での勤務時代に同様のサポートを行われており、その報告会において、大田市の武田教育長が門脇医師に大田市での事業を打診され、体制が作られることになったということであった。初めての事業を行う場合、このように熱く思いを持って旗を振る人物が必要であると感じた。

実際のサポート状況としては、運動器検診により、側弯症、また危惧される状況の生徒に対し、体幹筋強化やバランスを整えるストレッチの指導など、個別の身体状況に応じてメニューを組み、それを生徒自身が行うようにされていた。加えて、対象となる生徒及びその運動メニューについて、学校の養護教諭等も把握し、生徒を見守り、サポートできる体制を広く作られていた。メニューを用意しておくこと、サポート体制を広くとることは、実際にセルフケアとして進めていくために必要なポイントとなるものと感じた。

また小学生においては集団での指導が行われていた。これは中学校に入って部活動が始める前に、コンディショニングへの意識づけを行うという点で納得できるものであった。

成長期である小中学生時代、その中で部活動での身体的負荷がスポーツ障害を引き起こすこともある。勤務時代に感じていたのは、部活動をする生徒は競技ができなくなるギリギリまで指導者に不調をいうのではなく、病院にもかかろうとしないということ。それは病院にかかることでレギュラーから外されるかもしれないという不安が共通で見られていた。こうし

た状況に対応するには、指導者、保護者、そして本人がコンディショニングの必要性への理解を深めることであり、そのことが成長期における障害予防へとつながる。

今回の意見交換会は、実際に取り組まれている状況を知ることによって具体的なイメージを持つことができ有意義なものであった。

行政としてできることは、専門職を活用しながら、広くコンディショニングサポートができる体制を作ることと考える。その体制づくりへと教育委員会とも今回の意見交換会の内容を含め協議を重ね取り組んでいきたい。



大田市 武田祐子 教育長と(大田市役所内)

支 出 明 細 書

項 目	研修費				
金 額	66,510 円				
摘 要	研修会参加費用				
支出明細書	種 別	単 価	数 量	金 額	
	研修会受講代	円	1 回	30,000 円	
	計			30,000	
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
	研修参加 旅費	大阪市	2025年1月13日 ～1月15日	1 人	21,500 円
	宿泊	大阪市	2025年1月13日 ～1月15日	1 "	15,010
	計				36,510

政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《 令 和 6 年 度 分 》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	15,010 円
支 払 先	楽天グループ株式会社
内 容	宿泊費

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

領収書 (再発行)

Rakuten Travel

豊村貴司

様

発行日: 2025/4/15
発行回目

支払金額

15,010 円
送料料金: 15,010 円

但し サービス利用代金等として

内訳

クレジットカード決済金額

15,010 円

課税対象

10%対象

15,010 円

課税額

0 円

利用内容

宿泊者氏名

とよひら たかし

予約番号

Ry00h12ok

宿泊施設

アパホテル&リゾート〈大阪なんば駅前タワー〉(2024年12月2日
開業)

宿泊施設住所

大阪府大阪市東淀川区1-2-13

チェックイン日

2025/1/13

チェックアウト日

2025/1/15

宿泊人数

大人 1名

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社

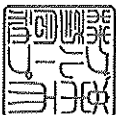
トラベルとモバイル事業

〒158-8504 東京都目黒区五反田11-14-1

楽天クリエティブハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

登録番号: T9610701120592



政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《 令 和 6 年 度 分 》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 ☒ 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	21,500 円
支 払 先	株式会社トラベルウエスト
内 容	交通費

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙



TRAVEL WEST

領 収 書 (再 発 行)

No. : S0511218
発行日 : 2025/4/14 (月)
領収日 : 2024/12/25 (水)

ご出発日 2025/1/13 (月)
ご帰着日 2025/1/15 (水)
旅行日数 3日間

宛名 豊村貴司
RECEIVED FROM

様

金額
THE SUM OF

21,500円- (税込)
(Tax-included)

但し
IN PAYMENT OF

旅行代金として

ご請求額 10%(内税) ¥21,500
消費税額 10%(内税) ¥1,955

支払い方法 2024/12/14 現金 21,500円
PAYMENT BY

株式会社トラベルウエスト

観光庁長官登録旅行業 第1947号/日本旅行業協会
福岡県福岡市中央区天神5-10-11 イー・エス・エスビル

Tel : 092-771-0603 Fax : 092-771-0630

E-mail : order.jp@travelwest.jp

旅行業務取扱管理者 : 飯島 正人

担当:WEB

適格事業者登録番号:T3-2900-0102-5031



TRAVEL WEST

予約確認書 兼 請求書

発行日: 2025/4/18

予約番号: S0511218

資格事業者登録番号: T3-2900-0102-6031

トヨムラ タカシ 様

株式会社トラベルウエスト

ご出発日: 2025/1/13(月)

観光庁長官登録旅行業 第1947号(日本旅行業協会)

ご帰着日: 2025/1/15(水)

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神5-10-11 イービル天神ビル7F

旅行日数: 3日間

Tel: 092-731-0503

E-mail: order@travelwest.jp

旅行業務取扱管理者: 飯島 正人

担当: WEB

お客様氏名

No. 氏名

部屋割

1. TOYOMURA/TAKASHI MR

航空券

OK=確保済 | CX=キャンセル済 | WT=キャンセル待ち | RO=リクエスト

搭乗日	便 / クラス	搭乗地 目的地	出発時間 到着時間	人数	予約状況
25/01/13(月)	NH420便 (ANA)	福岡空港 大阪/伊丹空港	07:10 08:15	1	OK
1.TOYOMURA/TAKASHI 航空券番号:1010422174310010 予約番号:212 確認番号:980449704					
25/01/15(水)	NH429便 (ANA)	大阪/伊丹空港 福岡空港	20:05 21:30	1	OK
1.TOYOMURA/TAKASHI 航空券番号:1010422174322013 予約番号:160 確認番号:793476629					

※航空会社の都合により、予告なく便名やスケジュールが変更となる場合がございます。予めご了承ください。

料金明細

No.	商品名	単価	数量	税率	料金計
1	ANAスーパーハリーユ-28	10,020	1	10%(内税)	10,020
2	国内取扱手数料(大人)	180	1	10%(内税)	180
3	ANAスーパーハリーユ-28	10,020	1	10%(内税)	10,020
4	国内取扱手数料(大人)	180	1	10%(内税)	180
5	国内支払事務手数料	1,100	1	10%(内税)	1,100

ご入金明細 2024/12/25 現金 21,500円

ご請求額 10%(内税) ￥21,500

消費税額 10%(内税) ￥1,954

ご請求総額 ￥21,500

ご入金総額 ￥21,500

残金 : 0

2024/12/15(日) 16:00まで

政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《 令 和 6 年 度 分 》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	30,000 円
支 払 先	地方議員研究会
内 容	受講料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領 収 証

2025 年 1 月 14 日

豊村貴司 様

★ ￥30,000

但 1/14 10時～ 現場から視る家庭教育支援
1/14 14時～ 現場から視る不登校支援
研修会受講代として

上 記 正 に 領 収 い た し ま し た

地方議員研究会
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田1-2-2
大阪駅前第2ビル2階5-6号室
TEL 050-6868-9878



研修報告

豊村貴司

「研修」

開催日:2025年1月14日

開催場所:大阪市

主催:地方議員研修会

研修内容:「今こそ再確認！今の家庭、今のこどもの最新事例を現場から学ぶ ①～現場から視る家庭教育支援～ ②～現場から視る不登校支援～」

講師:山下 真理子 氏(MIKURU・MIRU代表 公認心理士)

「これで解決！母子登校」出版

概要

親の考え方、接し方を変えていく→こどもの考え、行動が変わっていく。

～①現場から視る家庭教育支援～

1. 少子高齢社会だからこども求められる家庭教育支援

- ・2023年の出生数は72万7288人。深刻な少子化。
- ・生産年齢人口(15から64歳)減少による労働力不足。
- ・人口減少が進んでいる昨今。人口減少が与える影響やリスクを想定し、長期的な視点で「まち・ひと・しごと」にかんせうる政策・施策の検討が必要。
- ・子育て政策を考える上では、合計特殊出生率だけではなく、婚姻数や有配偶出生率、年齢別出生率、転出転入数などを含めて考える必要がある。
- ・発生結婚出生数
- ・結婚しているカップルが減っているということが深刻な問題。
- ・昭和60年代はひとり親と子供の家庭、単独の世帯が27.1%だったのが、令和2年は47%と増えている。
- ・結婚出産に関する全国調査で結婚相手に求める条件に変化がみられている。過去は女性に求めるのは家事育児能力、男性に求めるのは経済力だったのが、現在は男女に求めるのは経済力と家事育児能力となっている。
- ・今後、出生率の大幅な増加は見込めないと考えられている。人口減少と高齢化が進む社会の中で地域格差が出て、特に生産年齢人口世帯が都市部に集中していく。ただし、都市部においても高齢化は避けられない。将来の地域社会の基盤維持を考えると生産年齢人口世帯、特に子育て世帯の流出防止、それだけではなく子育て世帯を呼び込むための施策を考えなければならない。そこで重要になるのが家庭教育支援である。
- ・法律上の定義:教育基本法(家庭教育)第10条 地方公共団体は家庭教育に取り組んでいるはずだが何をしなければならないという記載はないため自治体それぞれの取り組みになっている。(参考:大阪府大東市)
- ・家庭の孤立化、子どもの問題を未然に防ぐ。
子育て家庭を地域社会が支えることで、家庭の孤立化を防ぎ、虐待、不登校、引きこもり、家庭内暴力など問題の発生を未然に防ぐ効果が期待される。自治体の共通課題は、いかにして制度の間にある家庭を制度に繋げていくか。
- ・社会全体で教育力の結集を。
- ・教育基本法第13条には「学校、家庭、地域住民等の相互の連携」も規定されている。

・文科省のアンケートにおいて、約4割の世帯が「家庭教育」について学習したことはないと回答。保護者たちは、子育てに自信がない、子育てに悩みや不安を感じている、地域の支えが重要だと考えている。

・家庭教育支援には様々ある(P18)

2. こども家庭庁設立における「就学前の子どもの育ち」と「こどもまんなか社会」

・令和3年12月21日、子ども制作の新たな推進体制に関する基本方針 こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設が閣議決定。

・子ども家庭庁設置による変化

こども政策の司令塔、こども政策の新たなこどもの貧困・虐待など、問題への対応を一元化、プッシュ型の支援(アウトリーチ)

・こども大綱策定にともない都道府県・市町村が行うべきこと。

市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画(自治体こども計画)を作成するよう、それぞれこども基本法第10条において努力義務が発生。第11条ではこども施策に対するこども等の意見の反映が書かれている。ガイドライがある(P24・25)

・こども大綱には6つの基本方針がある。

・こども家庭庁では「はじめの100か月ビジョン」をあげている。はじめの100か月とは、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児から小1)までが概ね94から106か月であり、これらの重要な時期に着目されている。この期間、切れ目が多いため、社会全体で幼児期までのこどもの育ちを支える共通した考え方を広め、「はじめの100か月の育ちビジョン」に関連する取り組みを力強く進めていく道標が必要。

・自治体こども計画策定のポイント(P30)

・こども計画の策定にあたってはどの自治体でも首長部局と教育委員会との緊密な連携が必要。

以下、自治体に取り組むべき政策

・妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業の創設

経済的な支援は妊娠期と出産直後に面談後に各5万円ある。

8か月の支援としての面談についてオンラインで行っているところもある。

・こども家庭センターは子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一括にした。

・2021年から市町村産後ケア事業がある。

・こども誰でも通園制度は、保護者の就労有無や理由を問わず、0から2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度。一時預かり事業との違いあり。一般型と余裕活用型がある。課題も現場からあり。例えば、通常保育に比べて、こどもが環境に慣れることがむずかしいなど。

・地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進(P49)

こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

3. 家庭教育支援チームやチーム学校で家庭教育を支える。

・ヘッドスタートという考え方がアメリカにおいてある。ヘッドスタートによる効果としては、ヘッドスタートプログラムは、学校での成績、家族の自立、こどもの発達に関する親の支援について効果をもたらしている。

・小1プロブレム(環境の変化に戸惑い起こる)とは、小学校に入学したばかりの1年生が次のような状況(集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話聞かない)にあり、クラス全体に授業が成立しない状況が続く状態。学級崩壊や不登校等の諸問題の要因の一つと考えられており、小1プロブレムの主な要因として、家庭の躰が十分でないことや、自分をコントロール

する力が身についていないこと等が指摘されている。学校への付き添いが必要となると仕事も行けず収入が減ることも。

- ・家庭教育支援チームの充実により様々な諸課題に対応、予防する。平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの設置を文科省が促進。国による支援として、1/3補助事業あり、組織化及び支援活動等に係る経費を補助。

- ・近年は保護者のライフスタイルの変化に伴い、参加型の家庭教育支援に関する課題が指摘されるようになってきた(学びの場の提供の危機)。他地域からの転入者なので地域とのつながりが無い、仕事が忙しいので時間が取りづらい、コミュニケーションがSNS中心で直接話すのは苦手、子育ての悩みや相談を直接相談できる人が身近にいない など。参加型の家庭教育支援がうまくマッチングしない保護者には訪問型家庭教育支援が効果的である。参考:大東市。参加型のサロンでは個別の事例を相談しにくいなどもある。訪問型から参加型につながっていくことも。

- ・家庭教育支援チームには、行政主導でチームを作る場合と民間団体が登録する場合がある。

- ・「チーム学校」による教育相談体制。学級担任だけでなく、教職員、SC、訪問相談担当教員、SSW、校長・教頭、養護教諭がチームとなり、教育支援センターや親のか、関係期間等と連携する。先生が授業に集中しやすいというメリットがあるが、予算や人材確保の課題もある。

- ・P74 3章のまとめ

4. 家庭教育支援による不登校や引きこもり予防 ～家庭教育支援事例紹介～

- ・引きこもりとは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態のこと。買い物などで時々外出することもあるという場合も「引きこもり」に含まれる(厚生労働省による定義)。

- ・引きこもりの推計(15から64歳)

- ＜広義の引きこもり 約146万人＞

- ・準引きこもり 約65万人:普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する。

- ・狭義の引きこもり 約81万人:近所のコンビニなどには出かける、自室からは出るが家からは出ない、自室からほとんどでない。(2023年3月 内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度)より)

- ・不登校経験者がニートや引きこもりになる割合が経験のない人に比べて6.7倍にのぼる(総務省 就業構造基本調査より)。

＜内容を踏まえてのポイント＞

- ・子育ての世帯に向けた取り組みができているか。

- ・地域の家庭教育支援は充実しているか。

- ・家庭教育支援が効果的に行われていない場合、何が課題となっているか(予算、人員、やり方、周知広報など)。

- ・家庭教育支援チームの活動状況は把握的ているか。

- ・家庭教育支援チームが活動していない場合はどのようにして立ち上げればいいのか(国や都道府県の支援、地域のリソースのチェックなど)。

- ・チーム学校を活用した取り組みは進んでいるか。

- ・都道府県こども計画、市町村こども計画のチェック。

- ・こども家庭庁設置に連動した取り組みが進められているか(出産子育て応援交付金、いじめ対策、産後ケア事業など)。

- ・家庭へのプッシュ型支援の充実や検討が図られているか。

- ・引きこもり支援の中に未然予防という視点があるか。

～②現場から見る不登校支援～

1. 増加の一途をたどる現在の「不登校」とは

・不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、投稿しない、あるいは支度ともできない状況にあるため年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの(文科省の定義づけより)

→この後、文科省は平成17年に省令により、この定義づけに関する留意事項を定めた。

留意事項の内容

あくまでも30日という数字は参考とする基準。不登校かどうかの判断は現場に任せる。基準に合致していないタイプの不登校も認める。

・教育機会確保法:義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律。

→要点:休む必要性を認めている。学校以外で学ぶことも重要であると認めている。民間等学校外の機関との連携の必要性。

・令和5年度文科省「学校基本調査」では小中学校合わせて、34万6482人が不登校(前年から4万7434人増加)。人口減少により児童数は減っているが不登校児童数は増えている。

・登校に関する諸課題:五月雨登校(不登校予備軍ととらえていい)、別室登校(欠席扱いにはならない)、付き添い登校(母子登校)(欠席扱いにはならない)。他に校門タッチ登校や放課後登校と言われるケースもある。

・長期欠席:1年間で30日以上欠席。中身には不登校や病気、コロナ、経済的、その他など色々あるので、長期欠席と不登校との考えについて区別を。

・文科省における長期欠席の「その他」の定義:病気、経済的理由、不登校のいずれかにも該当しない理由により長期欠席したもの(例:保護者の教育への考え方から無理解・無関心・家族の介護、家事手伝いなど家庭の事情、外国での長期滞在、国内外への旅行等、病気と不登校など、欠席理由が2つ以上あり、主たる理由が特定できないもの)。

・不登校児童生徒のうち90日以上欠席したものは55.0%であった。長期になれば対応も難しくなる。→議会での一般質問例:不登校のうち、90日以上欠席者の割合はどれぐらいか。

・いじめの多くはアンケートで発覚することが多い。どのようにアンケートをとっているかはそれぞれで違う。

・いじめに関する一般質問例:対処率はどうか、など。

・いじめの認知件数が多いのは小学校低学年から中学年(最も多いのは小学2年生)。高学年になるにつれて件数が減っている。ネットいじめは高等学校に多い。

2. 誰一人取り残さない不登校支援とは

・不登校支援の課題

①地域によって取り組みの差がある。

②子ども及び家庭が抱えている課題や原因が違う。

③支援のスピード感が足りない。

④家庭に対する支援が不足している。

⑤支援を拒否する家庭や子供への支援をどうするか。

・行政支援の例

スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、教育支援センター(適応指導教室)。

・文科省の調査による不登校児童生徒についての把握:半数近い児童生徒が「無気力・不安」が要因と回答(55.3%)。コロナが始まる前から無気力・不安は多かった。

・スクールカウンセラーの活動日数の状況(公立):常勤または常勤に近い形の活動日数は小学校で0.7%、中学校で3.0%、年間34日以下の状態が小学校で75.6%、中学校で47.2%、配置実績なしが小学校で3.1%、中学校で1.2%。

・スクールソーシャルワーカーの活動日数の状況：常勤または常勤に近い形の活動日数は小学校で2.8%、中学校で4.1%、年間41日以下の状態が小学校で79.6%、中学校で72.1%、配置実績なしが小学校で21.0%、中学校で18.7%。

・教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況：常勤スタッフの割合が少ない。現状の課題として、通所型で指導要録上の出席扱いをしていますが、体制が十分でないため運営状態が厳しい。通所型のため不登校の子どもにとって利用しづらい。現状はカウンセリングと居場所優先で学業等にまで手が回らない。

・民間支援の例

医療機関、ホームスクーリング、山村留学、フリースクール、復学支援

・フリースクールの学費について、それぞればらつきはある。復学支援も費用がかかるところがある（ばらつきはある）。

・学年が上がるにつれて子どもがつまずきやすい要因が増えるのもあるが、不登校は「一度なってしまうと解決しにくい」ことが問題。行政支援、民間支援併せて30.2%の子ども史か復学できていない（これには別室登校や校門までの登校も含む）。

・発達障害の子どもへの支援・教育について

通級指導教室（対象は比較的軽度な障がいを持つ児童）、特別支援学級（障がいをもった子どものみが集まる学級）、特別支援学校（障がいのある児童だけが通う学校）。

・通級指導教室の種類

自校通級（自校に通級指導教室がある）、他校通級（事項に通級指導教室がなく他校に通う）、巡回指導（事項に通級指導教室がなく、他校の通級指導教室が巡回指導してくれる）。

・文科省が2022年4月に出した特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についての通知では、支援学級の児童生徒は「授業時数の半分以上」を支援学級で学ぶこととされた。枚方市では通常学級在籍の児童生徒に付き添いが必要な場合は退職教員や大学生などの特別支援教育支援員をつけることとした。

・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（cocoloプラン）について2023年3月31日に文科省より通知。不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指し、1. 不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える 2. 心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」で支援する 3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランをまとめた。

・不登校、いじめ救急対策パッケージを令和5年10月に策定。

不登校児童生徒等の学び継続事業

①校内教育支援センターの設置促進（29億円）、②教育支援センターのICT環境の整備（2億円）、③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（7億円）。

・学びの多様化学校（以前は不登校特例校といった）。文科省は今後5年間で全ての都道府県・政令市に学びの多様化学校を設置し、将来的には全国で300校とすることを目指している。ここに通う場合は転校扱いとなる。

・例：東京都 フリースクール等利用者等支援事業として利用料助成金を実施。

・公設民営型不登校支援教育支援：例 スマイルファクトリー（大阪府池田市）、ほっとスクール希望丘（東京都世田谷区）など。

・Qubena（キュービナ）：株式会社COMPASSが運営する学習ポータブル教材。AIを搭載し、それぞれの子どもの最適化された学習内容を提供することで、より効率的、効果的な学びが実現できる。導入自治体あり。

・メタバースを活用した不登校支援の事例：room-K（NPO法人カタリバが運営）→広島県、世田谷区など。

・メタバースを活用した不登校支援のポイント

家から出るのが難しい子の受け皿として期待できる。

オンラインでスタッフと関係性を構築することで次のステップに繋げることができる。

教育支援センターや学校と連携することで出席扱いになる。

地域資源が厳しいところでも手厚く支援できる。

自治体単独でシステム構築する場合は予算やコンテンツ、支援人材の確保が課題。

・参考：熊本市オンライン学習支援（フレンドリーオンライン）事業。

大阪府大東市の不登校支援モデル「学びへのアクセス100%」。

3. ヤングケアラーなどの様々な課題に何ができるか。

・ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行なっている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

・ヤングケアラー支援に関する条例を制定している自治体もある。

・実態調査では、世話の頻度について、ほぼ毎日が3から6割程度となっている。平日1日あたり世話に費やす時間について3時間未満が多いが、7時間以上も1割程度いる。

・若者の自殺、虐待による将来の精神疾患発症の可能性、虐待による死亡は、子育て中の保護者へのサポート体制がしっかりと構築されればされるほど減少していくものと考えられる。

4. 保護者の声と不登校支援の実際

・不登校相談事例より。

・講師の考えの一つとして、家で過ごすことのメリットを減らして学校で過ごすことのメリットを増やす。

<内容を踏まえてのポイント>

・不登校だけではなく、長期欠席者も把握できているか。

・いじめの数が数字上少ないだけでは安心できない。

・欠席扱いにならない登校の課題に目が向けられているか。

・通級指導教室、特別支援学級が適切に機能しているか。

・SC、SSWの勤務実態は適切なものか。

・教育支援センターでの活動は充実しているか。

・多様な教育機会の確保に向けた取り組みは進んでいるか（不登校特例校、校内フリースクール、オンライン学習等）。

・民間機関との連携は進んでいるか（オンライン学習に関する連携協定）。

・ヤングケアラーの事前把握やサポートの取り組みは進められているか（ネウボラ、事前スクリーニングなど）。

・不登校支援において未然予防という視点があるか（家庭教育支援、付き添い登校に対する支援）。

<まとめ>

・支援を受けられた保護者がくりをそろえていうのは「もっと早くに家庭教育を学べばよかった」ということ。支援者として感じているのは「もっと早くに相談してくれればここまで深刻化していなかったのに」ということ。

・残念ながら不登校支援の現場では、本人に適しない支援を行うことにより本来病気ではなかった子が病気になったり、家庭内暴力や自傷行為などに悩むケースも多く見受けられる。

・「誰か助けて」と思いながらも、「どこに相談すればいいのかわからない」、「相談しても話を聞いてもらうだけで何度も相談に通うのも苦痛」と感じ、結果保護者が子どもの就学を諦めてしまったり、子どもに精神的虐待をしてしまったり、保護者が精神疾患にかかってしまうことは珍しくない。

・深刻なケースを増やさない。そのためには自治体の不登校や長期欠席者の状況や、不登校にはカウントされていない児童生徒への関わりがどうなっているかや、保護者が悩みを抱え込みすぎしていないかなど、現在の制度やサービスに問題がないかを調査し、自治体の教育に対する課題を掴み、問題提起や点検を行っていければ。

5. 考察

武雄市においても不登校及び不登校傾向の児童数は増加傾向にあると報告がある。武雄市は令和7年度に不登校対策としての取り組みの強化が予定されている。執行部と不登校についての意見交換を行ったことがあるが、保護者へのアプローチは積極的ではないように思われた。今回の研修では、家庭教育、保護者へのアプローチに取り組まれている山下先生の、これまでの経験からの実例なども含め、具体的に講演が行われた。そこでポイントであったのは保護者のこどもへの向き合い方であった。しかし、保護者自身はどのようにこどもと向き合っているか、悩み、場合によっては誰にも打ち明けられないこともあると思う。そうしたなかでアドバイスがあること、このことは保護者にとっても安心につながるものであり、山下先生においても、実績を残されていることから、武雄市としても、一度この点について研究を行うべきではないかと考えた。

不登校を否定するものではないが、それによって起こる学ぶ機会が失われることや、家庭内の課題、児童自身の社会との関わりや将来など、さまざまな点を思い、行政としてもアプローチを研究し、取り組むべきであると思う。

今後、改めて執行部と意見を交わし、現状の確認、武雄市としてのアプローチの把握、また今回の講演内容についても意見を交わしていきたい。



研修会場の様子

「大東市長との意見交換」

実施日：令和7年1月15日（水）

場 所：大阪府大東市役所市長室

目 的：リハビリ専門職の行政職員としての採用について

概 要 大東市長である逢坂伸子市長と上記目的について意見交換を行った。逢坂市長自身、理学療法士であるが、元は大東市の職員として勤務されており、市職員時代は、

理学療法士としての視点を持ち、在宅高齢者の自立へと取り組みながら、介護保険費用の削減を図られた実績もある。

今回の意見交換では、介護分野だけでなく、教育やまた公共事業におけるバリアフリー等のチェックなど、さまざまな分野でリハビリテーション専門職の活動の場があることも知った。また、大東市では、リハビリテーション専門職が行政職員として入庁した際は、まず行政職における専門職の取り組みなどについて研修を行っているということであった。もし、武雄市が今後において採用することがあった場合は、研修をお願いできないかと市長へ提案し承諾を得た。武雄市議会における一般質問でも、リハビリテーション専門職の行政職員としての採用について取り上げた。市としては必要性があれば検討していきたいということであったが、議会でも触れたように、大阪府では半分以上の自治体でリハビリテーション専門職の市職員としての採用が行われているということであり、実際に大東市の逢坂市長等と意見交換を行い、具体的な状況を把握しながら検討を進めていきたいと考える。意見交換を行った点について、市職員へも報告を行うこととする。



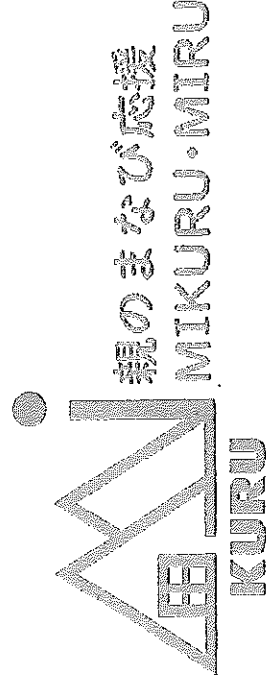
大東市の逢坂市長との意見交換

主催：地方議員研究会

2025年1月14日

今こそ再確認！
今の家庭、今のこどもの
最新事例を現場から学ぶ①
～現場から視る家庭教育支援～

講師：山下 真理子

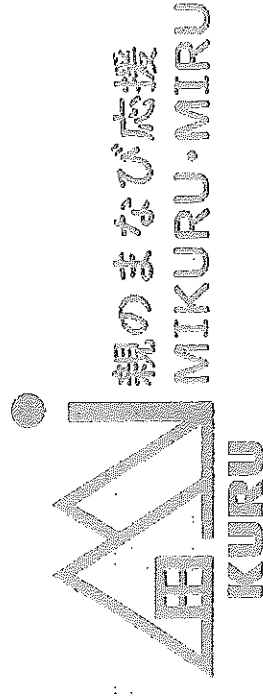


主催：地方議員研究会

2025年1月14日

今こそ再確認！
今の家庭、今のこどもの
最新事例を現場から学ぶ②
～現場から見る不登校支援～

講師：山下 真理子



様式第 9 号 (第 6 条関係)

出 明 細 書

項 目	広報費				
金 額	20,160 円				
摘 要	議会活動・報告作成費				
支出明細書	種 別	単 価	数 量	金 額	
	広報製作費	円	1 式	5,500 円	
	広報紙印刷代		1 //	14,660	
		計			20,160
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
	計				

政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《 令 和 6 年 度 分 》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所

金 額	5,500 円
支 払 先	株式会社ナカノデザイン
内 容	広報紙制作

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

領収書

豊村貴司 御中

発行日: 2024/12/28
領収書番号: 2

〒843- [REDACTED]

佐賀県武雄市武雄町 [REDACTED]

合計金額

5,500 円

小計 5,000円

消費税 500円

(内訳)

10%対象 5,000円(消費税 500円)

とよむら貴司議会報告制作

NAKANO
DESIGN

株式会社ナカノデザイン
登録番号: T5300001009807

〒843-0152
佐賀県武雄市若木町本部
2502-1
TEL: 090-8356-0870



政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《 令 和 6 年 度 分 》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	14,660 円
支 払 先	株式会社 プリントパック
内 容	広報紙印刷代

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

領收書

2024年12月29日

豊村貴司 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

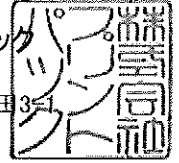
株式会社プリントパツ

7617-0003

京都府向日市森本町野田

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 代金引換(後払い)

納品場所 〆指定場所

御請求金額 14,660円 (税込)

納品期日 当日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAG41530736	品名：とよむら貴司議会報告2025 B4 / 両面スミ1色 / マットコート90 / 1,500部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2： 代引き手数料	1	14,220	14,220
				440
合 計				14,660

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。

こちらの領収書が精算等にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。



とよむら貴司 議会・活動報告

No. 17

これまでの経緯を振り返り

- 令和4年12月1日 学校法人と(武雄市が)一緒に大学の設置に向けて進めていくことを確認。その後、企画政策課内で支援案を検討。「支援案作成前に学校法人の財務状況について武雄市は把握していない」(令和5年12月議会一般質問答弁より)
- 令和5年2月9日 (市役所)部長会議において企画政策課より支援案を説明
- 13日 武雄市議会全員協議会において大学設置について、武雄市の支援案について説明
- 15日 学校法人と武雄市において、2つの学館を設置し、最短2025年4月開学を目指しての覚書締結式、記者発表
- 6月 議会において「大学設置に関する特別委員会」が設置される(以後、令和6年11月時点で8回開催)
- 8月7日 開学予定年度を2026年春(当初発表より1年延期)とすると発表
- 12月 議会において旧白岩体育館跡地の用途変更案可決(大学が設置できるようになるため)
- 令和6年2月27日 第5回、大学設置に関する特別委員会において、武雄アジア大学の設置構想(東アジア地域共創学部の一つにする)や事業費の概算の説明、武雄市から支援(補助額は約13億円)等について説明
- 6月 議会において武雄市の補助予算案が提案され可決。「議長を除く19名で採決。賛成15名、反対4名(朝長、豊村、山口幸、江原)」
- 10月 学校法人より文部科学省へ設置認可申請
- 12月18日 キャンパス予定地(旧白岩体育館跡地)にて起工式が行われ、工事開始となる

今後の流れ

- 令和7年8月 文部科学省より、設置について認可または不認可や保留などの判断が発表

認可となったら

令和8年春開校予定

認可とならなかった場合

武雄市や佐賀県の補助は執行されない。
文部科学省からの指摘内容を精査し学校法人は再申請済み検討

2024年も皆様には大変お世話になりました。元旦に発生した能登半島地震、早期の復旧、復興を願うとともに、日々の暮らしが少しでも皆様にとって心落ち着く日々であるようにと願う。2025年、武雄市にとってどのような年になるのか、武雄市議会議員として感を読み取り取り組んでいます。引き続きのご指導をよろしくお願い致します。

「大学のこと、どうなってるの?」
こうした声をいただきます。あらためて武雄市における大学設置に関する動きを振り返りながら、「豊村貴司」としての考え、行動を語っていきます。

【武雄市の支援】について

- 補助
(施設整備費や設計費、備品費の一部)
武雄市: 約13億円
佐賀県: 約6億5千万円
(合計約19億5千万円)
- 市有地(旧白岩体育館跡地)の賃貸費用への支援
- 公共施設(体育館や競技場)の供用

私が考えるポイント

① 審査の厳格化

人口減少社会、また全国の私立大学の53.3%が定員割れという状況もあり、文部科学省は2025年度開設予定の私立大学について審査を厳格化。特に地方の大学や小規模の大学において定員割れが多い。武雄アジア大学はどちらにも該当。こうした点から、認可について厳しい状況にあると考える。

② 認可がわかる前に建物の工事?

市民の皆様からよくいただく意見として「認可されるのかわからないのに建物の工事を始めるの?」と問われます。これについては、申請後には建物の工事に入り、建物も審査のつとになっていくということから、工事開始が必要となっていく。

③ 厳格化と工事そして建物

①と②から生じる懸念、それは認可されなかった時に建物はどうなるの?ということ。学校法人は再申請されるかもしれませんが、その場合は何も使われない建物と何も使えない土地がそのまま残ります。認可がおりない場合は武雄市と佐賀県は補助を行わないため、工事費の全部を学校法人が支出となります。また、認可とならない場合、開学断念となった時や開学しても廃校とする時などは、学校法人の負担において建物は解体して更地にすることが武雄市との約束となっています。このように、認可、開学決定とならなかった時は学校法人の支出が建物の費用全額と解体費の全部と相当なものになります。その点について武雄市としては「大丈夫」という数字についての根拠はもたせていないと6月議会で答弁されました。

④ 学生の確保はどうか?

武雄市や学校法人は「若者の県外への流出」を大きな問題点として捉え、流出対策としても学校設置のことを言われてきています。こうした点で考えると留学生よりも地元若者が重要視されるべきですが、現在、佐賀大学であっても佐賀県出身の学生は約30%で福岡県からの学生が最も多く約40%と報じられているように、地元大学があるから残るとは言えないと考えます。では福岡県や全国から学生が集まるのか。①で述べたように、現状の全国の状況を見ると容易ではないと思います。学生が集まらない場合は運営費の問題が生じることから、全国では開学当初から学生が集まらずに廃校したり、所在地の自治体に公立大学として引き受けられるよう要請する動きなどがあります。武雄市としては学校運営に対する補助は行わないと明言しています。

⑤ 多くの声

この大学設置についての動きが発表されてから、多くの方と意見を交わしました。武雄市の予算を投じること、場所のこと、大学についてなど、私が聞くことが「反対」の声でした。「大学より高校を」、「大学より雇用の場を」、「学びの内容について」など、議会の多くの議員が賛成という中で予算案に反対することは勇気がいるものでしたが、多くの声を力に、そして①②③④でも述べた私の考えもあり、自分自身の考えを貫く思いで反対しました。

ウラ面へつづく



概要としてこれまでの経緯や今後についてまとめました。文中にも記しましたが、私は武雄市の補助に関する予算案について反対しました。反対した理由、また懸念するポイントについても述べたいと思います。

①今後どうなる

文科省が公開している審査スケジュールにより、1月に審査意見が伝達が行われます。どのような意見が出るのか、私はこの意見を学校法人が伝達を受けたら、議会においても特別委員会を開くなどして内容を知らなければならぬと思います。これは5月にも予定されています。そして8月に認可についての判断が行われます。必要に応じて判定保留として審査が継続されます。令和5年中府分に対する令和6年8月判定時点としては認可された大学は1校、審査の過程において申請を取り下げたものは5校、保留が6校と実際に認可について厳しい状況。認可されなかった時には対応について学校法人や武雄市の考えについて議会としても把握し協議、対応が必要となると考えます。

②まとめ

私としては学校というものを単に反対するものではありません。実際に佐世保市の早岐、広田など、大学ができることでまちが変わることを実感しています。今回においては、武雄市が市の予算を注ぎ込むという点、しかも13億円という多額の予算、ならばリスクに対して安心できる状況が必要と考えます。全国の例を見ても、大学ができればまちは大丈夫、と必ずしも言えるものではありません。認可がされなかったら市は予算執行しないから心配いらないという考えがあるかもしれませんが、認可が決定前に工事を始めることが決まれば、認可が決定した後も、予算執行を行っても、何も使えない建物と土地が残りますが、その点に対しての納得ができる対応策が示されていません。示されているのは認可されない場合は解体して更地に戻してもらうということ。しかし、この点も、学校法人が再申請を行うとなれば、建物はそのままになります。それだけの期間、何も使えない建物、何も使えない市の土地が残るのか、わかりません。市もこの点について明確な回答はありませんが、議員としての役割として、市政のチェック、私自身、これまで議会や特別委員会でも多くの質問をしてきましたが、これは不安事項、確認したいことに対して行っているものであり、情報を集めながら確認していく、こうして議員としての役割を今後果たしていきたいと思えます。

文化会館大ホールについて

武雄市文化会館は現在、大ホール棟は修繕して残し、他の部分を解体し新しく建て直す計画で進められています。しかし、今秋に示された新しく建て直す部分についての工事費が物価高騰の影響を大きく受け、当初予定された予算を大幅に超えるということがわかりました。また、修繕する大ホールについても同様に物価高騰の影響を受ける改修費と建物を利用していく間にかかる改修費がさらに加わるということもわかり、こうしたことから当初予定の55億円を大幅に上回る予算が必要となるとなり、大ホール棟については一旦立ち止まって再検討することになり、委員会において繰り返し担当課と協議を重ね、11月に開いた委員会において、この大ホールについて再検討することも説明がありました。今年度末には今後の方針（残すのか解体するのか）が示されることとなります。

とよむら貴司 一般質問より

「学校給食費への補助の継続を」

学校給食については食料費の高騰に対し、今年度から給食費の個人負担が増えましたが、今年度限り上げ幅の半額について補助がされています。12月議会の一般質問においては、今年度も補助の継続を求めました。答弁としては国の動きを見て対応していくとのことでした。

豊村/「今年の3月議会では給食費の増額分に対する補助が市長から提案されたが、記者発表時の説明では、扶養は上がっているけど、食費は減っているという状況を見て給食費の増額分の半額を補助すると述べられていました。しかし、この一年での状況が改善しているのかと考えることから補助の継続を」

市長/「確かに食費が上がりつつあるという状況は今も続いており、状況は変わっていないと思う。国の補助正算で物価高騰対策の交付金が増額で算入されている。この補助正算が通り、給食費についての活用（メニュー）が出されると

思うので、それを見て適切に対応していきたい。」

「修学旅行について」

修学旅行についても物価高騰の影響を受けています。宿泊費は消費者物価指数によると前の年度より25.5%上昇していると言われており、食費バスについても費用の高騰が言われており、内容についての検討が必要状況となっています。学校においては、その状況においても生徒にとつてより良い体験ができるようにと一生懸命検討をされています。そこで修学旅行についても物価高騰対策の一つとして給食費と同様に補助ができないか質問を行いました。

豊村/私も複数の保護者や先生から多く意見をいただきましたが、どうしても物価高騰の影響が出ていて、何となく、修学旅行に際しても市として何らかの補助を行うなどの対策は考えられないか。

教育長/現在、西九州新幹線を利用した場合、半額の補助をすることを現在も検討している。修学旅行に関わる補助については、必要な児童には修学補助費などで対応しているが、現時点では全児童を対象にした修学旅行に関する補助は今のところ考えていません。

この点は引き続き教育長含め担当部署、また市長とも意見を交わしていきたいと考えます。

「子ども達のコンディショニングサポート」

議会において、何度か取り上げました。趣旨としては市内の学校において、理学療法士等が生徒や保護者、指導者などを対象に、スポーツ障害予防を目的として、ストレッチの指導やケガの予防についての講演や実技指導等を行い、コンディショニングサポートを行う体制を市として構築することを考えています。この事業は私が市内の整形外科で理学療法士として勤務している際に指導を立ち上げ取り組んだ事業でもありますが、どうしても病院単体では活動できる幅も限られます。今回、市全体として同じようなサポートができる体制づくりの必要性を再認識しています。実際には全国展開として今年度

から児童生徒等の運動器の健康増進と健全な成長・発達に寄与する担い手の育成を目的として認定スクールトレーナー制度が始まりました。ただし、この認定スクールトレーナーの資格を申請できる人数が現状限られており、私は元々整形外科において事業を行っていたように理学療法士によって活動が可能と考えています。10月にはすでに事業として取り組まれている島根県大田市を訪問し、教育長から説明を受けました。現在、教育委員会や市内の理学療法士とも意見を交わしており、今後も協議を継続して形となるよう取り組んでいきます。



島根県大田市 武田祐子教育長と

「若年層がワクワクする武雄へ」

私は以前よりワクワクする武雄へという思いがあります。若年層においては特に思うところがあり、人口減少対策にもつながると思っています。今回、武雄市在住または出身の10代から20代にアンケートの協力をいただきました。内容としては「ワクワク」ということをキーワードに各質問。実際にアンケートをとって感じたことは、やはり当事者の声を聴くことが必要。こうしたことから12月議会でもアンケート結果について紹介しながら、市としても若年層がワクワクする取り組み、仕掛けができないか、また若年層の声を聴くことを述べました。アンケートにご協力いただいた皆様ありがとうございました。

とよむら貴司後援会
TEL.090-3

公式ホームページ

とよむら貴司 検索

toyomurakashikouenkai.jimdofree.com

WEB



LINE



Instagram



Facebook



付随資料

発行者/豊村貴司 〒843 武雄市武雄町 (メール)

様式第 9 号 (第 6 条関係)

支 出 明 細 書

項 目	資料購入費				
金 額	82,800 円				
摘 要	日刊紙購読、月刊誌購読				
支出明細書	種 別	単 価	数 量	金 額	
	佐賀新聞購読料		R6年4月～R7年3月	40,600 円	
	佐賀新聞購読料		R6年4月～R7年3月	40,600	
	書籍代		1 冊	1,600	
		計			82,800
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
	計				

政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《 令 和 6 年 度 分 》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	40,600 円
支 払 先	岩崎新聞店
内 容	日刊紙購読料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

佐賀新聞購読料	
月 分	金 額
R6. 4月	3,350
5月	3,350
6月	3,350
7月	3,350
8月	3,350
9月	3,350
10月	3,350
11月	3,350
12月	3,350
R7. 1月	3,350
2月	3,350
3月	3,750
合計	40,600

領 収 証

令和 7 年 3 月 31 日

末 藤 正 幸 様

現金	円
小切手	
手形	
振込	

金額	千	円
¥ 40,600		

印
紙

但し 2024年 4月 ~ 2025年 3月 分

上記の金額正に領収致しました

(@ 3350 x 11ヶ月 = 36850
@ 3750 x 1ヶ月 = 3750)

佐賀新聞・朝日新聞・毎日新聞・産経新聞

岩崎新聞店

岩 崎 宏 太

佐賀県武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 0954-45-4606
取引銀行 佐賀銀行三間坂出張所
振込口座 普通 No. 3002085

政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《令和6年度分》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	40,600 円
支 払 先	佐賀新聞武雄販売店
内 容	日刊紙購読料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

佐賀新聞購読料	
月 分	金 額
R6. 4月	3,350
5月	3,350
6月	3,350
7月	3,350
8月	3,350
9月	3,350
10月	3,350
11月	3,350
12月	3,350
R7. 1月	3,350
2月	3,350
3月	3,750
合計	40,600

領 収 証

豊 村 貴 司 様

No. _____

★ ¥ 40,600.-

但 令和6年4月 ~ 令和7年 3月 新聞代

令和7年 3月 31日 上記正に領収いたしました 登録番号 ㊦ 7-8105-2134-0447

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

佐賀新聞武雄販売店
武雄市武雄町大字富岡11767-2
TEL (0954) 23-6780



政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《 令 和 6 年 度 分 》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所!

金 額	1,600 円
支 払 先	株式会社エデュクリエ
内 容	書籍代「これで解決！母子登校」

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領 収 書

豊村 貴司

様

2025 年 1 月 14 日

金額 ¥1,600- (税込)

但 書籍代「これで解決！母子登校」として

上記正に領収いたしました。

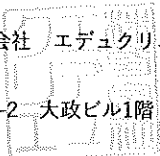


内 訳

税率	金額 (税込) ¥1,600
10%	消費税額等 ¥145
税率	金額 (税込)
%	消費税額等

株式会社 エデュクリエ

〒574-0062
大阪府大東市氷野2丁目2-2 大政ビル1階
TEL：06-6167-9005
登録番号：T2120001201673



様式第 9 号（第 6 条関係）

支 出 明 細 書

項 目	事務所費				
金 額	60,265 円				
摘 要	インターネット利用料 携帯電話使用料				
支出明細書	種 別	単 価	数 量	金 額	
	インターネット 利用料		R6年4月～R7年3月	21,120 円	
	携帯電話使用料		R6年4月～R7年3月	39,145	
		計			60,265
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
	計				

政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《令和6年度分》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	21,120 円
支 払 先	テレビ九州株式会社
内 容	インターネット利用料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

インターネット使用料		
月分	利用金額	1/2
R6. 4月	3,520	1,760
5月	3,520	1,760
6月	3,520	1,760
7月	3,520	1,760
8月	3,520	1,760
9月	3,520	1,760
10月	3,520	1,760
11月	3,520	1,760
12月	3,520	1,760
R7. 1月	3,520	1,760
2月	3,520	1,760
3月	3,520	1,760
合計	42,240	21,120

末藤 正幸 様

契約場所: 山内町

領収明細書

摘 要			金額	引落日
令和 6 年 4 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 6 年 4 月 25 日
令和 6 年 5 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 6 年 5 月 27 日
令和 6 年 6 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 6 年 6 月 25 日
令和 6 年 7 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 6 年 7 月 25 日
令和 6 年 8 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 6 年 8 月 26 日
令和 6 年 9 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 6 年 9 月 25 日
令和 6 年 10 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 6 年 10 月 25 日
令和 6 年 11 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 6 年 11 月 25 日
令和 6 年 12 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 6 年 12 月 25 日
令和 7 年 1 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 7 年 1 月 27 日
令和 7 年 2 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 7 年 2 月 25 日
令和 7 年 3 月	インターネット 利用料 (30Mコース)		3,200	令和 7 年 3 月 25 日
消費税 (10%)			3,840	
合 計			42,240	

上記、金額を引落日にご指定の口座より正に領収いたしました。

令和7年3月26日

登録番号 T1300001004794

佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲716-21



株式会社 トラストバンク

TEL 0954-20-2580

FAX 0954-20-2550

政 務 活 動 費 領 収 書 写 し 《令和6年度分》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	39,145 円
支 払 先	NTTファイナンス株式会社
内 容	携帯電話利用料金

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

携帯電話使用料		
月	利用金額	1/2
R6. 4月	5,708	2,854
5月	6,754	3,377
6月	7,938	3,969
7月	6,924	3,462
8月	5,738	2,869
9月	5,690	2,845
10月	6,164	3,082
11月	7,099	3,549
12月	6,514	3,257
R7. 1月	8,742	4,371
2月	6,163	3,081
3月	4,859	2,429
合計	78,293	39,145



〒849-
武雄市山内町

末藤 正幸 様



025033201050964680

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0600
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒810 福岡市中央区白金
-0012 1-20-3 紙与薬院ビル

8515A01040001-000126

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等 090-7

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2024年 4月分	5,708円	2024年 4月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 5月分	6,754円	2024年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 6月分	7,938円	2024年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 7月分	6,924円	2024年 7月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 8月分	5,738円	2024年 8月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 9月分	5,690円	2024年 9月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年10月分	6,164円	2024年10月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年11月分	7,099円	2024年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年12月分	6,514円	2024年12月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 1月分	8,742円	2025年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 2月分	6,163円	2025年 2月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 3月分	4,859円	2025年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	78,293円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2025年 3月18日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70